

お知らせ

特別定額給付金の申請は 8月14日まで

特別定額給付金(一律10万円給付)の笠松町の申請期限は8月14日(金)です。期限を過ぎると給付金を受け取れなくなりますので、申請がお済みでない世帯主の方は、お早めに申請をお願いします。

申請期限 8月14日(金)当日
消印有効

申請方法 郵送またはマイナポータル上でのオンライン申請
☎388-1113

【コロナに負けるな第1弾】
テイクアウト(持ち帰り)・デリバリー(宅配)クーポン券*1
の利用期限は**8月31日(月)**までです。まだご利用でない方は、ぜひこの機会にご利用ください。

なお、**【コロナに負けるな第2弾】**生活応援クーポン券*2は12月31日(木)までご利用いただけます。

*1:「特別定額給付金申請書」に同封し、5月中旬に全世帯へ郵送。
*2:「特別定額給付金支給のお知らせ」に同封し、6月中旬より給付金支給完了世帯宛てに順次郵送。

新型コロナ対策実施事業所 向けステッカーの申込み

各事業所、店舗が感染防止対策を実施していることを分かりやすくPRするため、新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを配布しています。配布を希望される町内事業者は次のとおりお申込みください。

対象事業者 感染防止対策を実施しているすべての町内事業者

申請期限 8月31日(月)

申請方法 町ホームページより申請書と誓約書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、企画課へ提出してください。

申請書などのダウンロードはこちら▶



☎272-1111(内線2403・2404・2405)

笠松川まつりの中止

毎年8月15日に笠松みなと公園一帯で開催している「笠松川まつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点や会場運営の安全性の確保が困難であることから、中止します。

☎388-1113

笠松町民大運動会の中止

10月上旬に開催を予定しておりました「第69回笠松町民大運動会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、皆さんに安心して参加いただくことが困難であるという判断により、中止します。

☎388-3231

児童扶養手当現況届の提出を

児童扶養手当を引き続き受給できるかを確認するため、受給者の方には、毎年8月に「現況届」を福祉子ども課へ提出していただきます。

この現況届の提出がない場合、11月以降の手当の支給を停止しますのでご注意ください。

児童扶養手当とは

父母の離婚、父(母)の死亡、未婚などにより父(母)と生計を共にしていない母子(父子)家庭などで18歳以下(誕生日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給される手当です。

提出期限 8月31日(月)

☎388-1116

ごみ・粗大ごみの回収

(株)高島衛生

*笠松町許可業者
岐南町平成6-110

☎058-248-0089
http://www.t-eisei.co.jp



自然にやさしい 環境創造

Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808